

平成28年度 決算状況		市町村名	南アルプス市		市町村長名	金丸 一元		任期満了 年月日	平成31年4月26日	当選 回数	1	期
		市町村類型	Ⅱ - 1		28年度 交付税種地区分		Ⅱ - 2		住民基本台帳人口	H29. 1. 1 H28. 1. 1	72,236 人 72,529 人	
国 勢 調 査	年度	人口 人	世帯数 世帯	面積 km ²	人口密度 人/km ²	人口集中 地区人口 人	産業構造					
							第1次 人 (%)	第2次 人 (%)	第3次 人 (%)			
	27年 (A)	70,828	25,135	264.14	268.1	0	3,527 (10.0)	11,429 (32.2)	20,484 (57.8)			
	22年 (B)	72,635	24,500	264.07	275.1	0	3,702 (10.4)	12,228 (34.3)	19,745 (55.3)			
A/B×100 %	97.5	102.6		97.5	-		95.3	93.5	103.7			
決算収支 (千円)				財政力指数等 (千円 %)				指定団体等				
区分	28年度	27年度	区分	28年度	27年度	辺地(法) 1か所						
歳入総額 (A)	32,542,935	30,911,159	基準財政需要額	14,570,265	14,060,837	辺地(条) 5か所						
歳出総額 (B)	31,185,804	29,063,918	基準財政収入額	8,039,852	7,831,440	過疎(法)						
歳入歳出差引 (C)	1,357,131	1,847,241	標準財政規模	18,593,602	18,959,838	山振						
翌年度に繰り越 すべき財源(D)	83,070	194,988	臨時財政対策債発行可能額	946,110	1,196,011	都市計画						
実質収支 (C-D)(E)	1,274,061	1,652,253	財政力指数	0.56 (0.55)	0.57 (0.56)	拠点都市						
単年度収支 (F)	△ 378,192	413,754	実質収支比率	6.9	8.7	低工法						
積立金 (G)	2,416	1,649	経常収支比率	86.8	82.8	農工法						
繰上償還金 (H)	614,240	824,514	一般財源比率	66.6	71.3	特定農山村 豪雪						
積立金取崩し額 (I)	0	50,935	自主財源比率	37.2	37.6	事務の共同処理						
実質単年度収支 (F+G+H-I)(J)	238,464	1,188,982	公債費負担比率	17.5	18.7	退職手当支給事務						
国民 健康 保 険 計	収支額	110,781 千円		健全化判断比率	-	-	非常勤職員公務災害補償					
	普通会計からの繰入金	628,155 千円		連結実質赤字比率	-	-	じんかい処理					
	加入世帯数	9,957 世帯		実質公債費比率	5.2	5.9	し尿処理					
	被保険者数	17,420 人		将来負担比率	-	-	火葬場					
	一世帯当り保険料調定額	175,091 円		資金不足比率	-	-	林野					
	被保険者一人当り保険料調定額	100,079 円		財政調整	4,066,116	4,063,700	消防災害補償					
	被保険者一人当り費用	296,490 円		減債	2,485,751	1,945,592						
	歳出額	5,430,414 千円		特定目的	8,744,336	8,234,511						
	うち保険給付費	5,020,686 千円		土地開発	1,634,987	1,634,856						
	普通会計からの繰入金	862,396 千円		その他定額運用	61,448	61,443						
第1号被保険者数	18,421 人		地方債現在高	27,605,718	25,719,039	総合計画 27年 ~ 36年						
被保険者一人当り費用	272,207 円		債務負担支出予定額	2,433,737	1,710,996	区分	繰越額(千円)	区分	1人当たり 報酬月額(円)	左の適用年月日		
介護保 険 計	歳出額	1,120,534 千円		繰越 事 業 の 状 況	継続費通次繰越額	117,640	特 別 職 等	市町村長	560,000	H27. 7. 4		
	普通会計からの繰入金	726,386 千円			繰越明許費繰越額	1,674,157		副市町村長	448,000	H27. 7. 4		
	広域連合納付金	1,088,763 千円			事故繰越額	0		教育長	404,600	H27. 7. 4		
	被保険者数	8,935 人			事業繰越額	0		議会議長	400,000	H17. 1. 1		
後期高 齢者 計	歳出額	1,120,534 千円		支払繰延額	0	議会副議長	360,000	H17. 1. 1				
	普通会計からの繰入金	726,386 千円		合 計	1,791,797	議員定数	350,000	H17. 1. 1				
	広域連合納付金	1,088,763 千円				議員現員	22	H24. 11. 28				
	被保険者数	8,935 人				級別職員数(一般職のうち行政職)	22	-				
			区分			人数						
				区分	一般職員	教育公務員	臨時職員	計	8級			
				職 員 数 等	H29	389		0	389	7級	10	
					9	89		0	89	6級	49	
					4	63	3	0	66	5級	74	
					1	74		0	74	4級	73	
					計	615	3	0	618	3級	55	
				ラスパイレス指数		H29. 4. 1	99.4		2級	22		
						H28. 4. 1	100.1		1級	59		
									計	342		

市町村名 南アルプス市

歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	対前年 度伸率 %	経常一般 財 源 等 千円	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	対前年 度伸率 %	経常一般 財 源 千円	経 常 収 支 比 率 %	
地 方 税	8,576,349	26.4	1.3	8,576,349	人 件 費	4,528,795	14.5	△ 3.0	4,136,750	22.1	
地 方 譲 与 税	257,615	0.8	△ 1.1	257,615	うち 職 員 給	3,239,264	10.4	△ 1.3			
利 子 割 交 付 金	14,575	0.0	1.8	14,575	扶 助 費	5,258,818	16.9	6.8	1,729,337	9.3	
配 当 割 交 付 金	26,541	0.1	△ 40.0	26,541	公 債 費	3,800,565	12.2	△ 7.8	3,183,674	17.0	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,495	0.1	△ 62.0	15,495	内 訳						
地 方 消 費 税 交 付 金	1,219,591	3.7	△ 9.2	1,219,591	元 利 償 還 金	3,800,360	12.2	△ 7.8	3,183,469	17.0	
コ ー ル 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0		0	一 時 借 入 金 利 子	205	0.0	141.2	205	0.0	
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0		0	(義 務 的 経 費 計)	13,588,178	43.6	△ 0.9	9,049,761	48.5	
軽 油 引 取 税 ・ 自 動 車 取 得 税 交 付 金	65,133	0.2	13.8	65,133	物 件 費	5,010,566	16.1	0.1	3,400,641	18.2	
地 方 特 例 交 付 金	46,631	0.1	1.7	46,631	維 持 補 修 費	247,355	0.8	37.0	231,534	1.2	
地 方 交 付 税	8,329,495	25.6	△ 5.1	7,452,137	補 助 費 等	1,863,284	6.0	△ 25.0	1,260,807	6.7	
(一 般 財 源 計)	18,551,425	57.0	△ 2.6	17,674,067	内 訳						
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,658	0.0	△ 11.6	8,658	一 部 事 務 組 合 等 負 担 金	691,822	2.2	△ 1.4	616,648	3.3	
国 有 提 供 施 設 等 交 付 金	0	0.0		0	そ の 他	1,171,462	3.8	△ 34.2	644,159	3.4	
分 担 金 及 び 負 担 金	529,177	1.6	△ 9.2	0	繰 出 金	3,377,786	10.8	0.4	2,278,291	12.2	
使 用 料 ・ 手 数 料	379,677	1.2	△ 28.2	14,534	積 立 金	1,166,352	3.7	49.7			
国 庫 支 出 金	3,333,688	10.2	△ 0.6	0	投 資 及 び 出 資 金	0	0.0		0	0.0	
県 支 出 金	1,663,168	5.1	△ 21.3	0	貸 付 金	6,660	0.0	△ 91.5			
財 産 収 入	148,335	0.5	215.4	7,913	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0		経 常 一 般 財 源 合 計	16,221,034 千円	
寄 附 金	256,428	0.8	3766.5	0	投 資 的 経 費	5,925,623	19.0	71.6	国 庫 支 出 金	起 債	
繰 入 金	148,049	0.5	△ 17.4	0	うち 人 件 費	105,370	0.3	65.1	千円	千円	
繰 越 金	1,847,241	5.7	18.7	0	普 通 建 設 事 業 費	5,913,422	19.0	71.8	513,336	4,450,100	
諸 収 入	231,779	0.7	△ 13.6	34,404	うち 補 助 事 業	1,162,111	3.7	△ 22.6	502,727	615,300	
地 方 債	5,445,310	16.7	69.2	0	うち 単 独 事 業	4,751,311	15.3	144.8	10,609	3,834,800	
歳 入 合 計	32,542,935	100.0	5.3	17,739,576	災 害 復 旧 事 業 費	12,201	0.0	12.3	0	0	
うち 一 般 財 源 等	21,668,297	66.6	△ 1.7		失 業 対 策 事 業 費	0	0.0		0	0	
					歳 出 合 計	31,185,804	100.0	7.3	4,961,174	4,499,200	
					うち 充 当 一 般 財 源 等	20,311,166	65.1	0.5			
市 町 村 税					人 件 費 の 内 容						
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	対前年 度伸率 %	徴 収 率 (現 年 分) %	項 目	2 8 年 度 %	2 7 年 度 %	項 目	2 8 年 度 %	2 7 年 度 %	
市 町 村 民 税	個 人 分	3,302,028	38.5	1.3	95.3 (98.7)	地 域 手 当	3.0	2.0	共 済 負 担 率	35.5	36.7
	法 人 分	474,244	5.5	△ 8.8	98.8 (100.0)	支 給 率	(3.0)	(2.0)		(34.3)	(36.0)
固 定 資 産 税	う ち 交 付 金	29,511	0.3	△ 3.0	100.0 (100.0)	時 間 外 勤 務	6.7	6.3	職 員 互 助 会	0.2	0.2
	う ち 交 付 金	29,511	0.3	△ 3.0	100.0 (100.0)	手 当 支 給 率	(6.5)	(6.2)	補 助 率	(0.2)	(0.2)
軽 自 動 車 税	253,381	3.0	22.9	93.8 (97.3)	管 理 職 手 当	3.0	2.5	そ の 他 の 率	0.0	0.0	
市 町 村 た ば こ 税	513,542	6.0	△ 3.3	100.0 (100.0)	支 給 率	(2.9)	(2.5)		(0.0)	(0.0)	
鉦 産 税	0	0.0			特 殊 勤 務 手 当	0.2	0.2	事 業 費 支 弁	3.3	1.9	
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0			支 給 率	(0.2)	(0.2)	人 件 費 率			
うち 保 有 分	0	0.0			期 末 ・ 勤 勉	4,573	4,470	臨 時 職 員	0.0	0.0	
法 定 外 普 通 税	0	0.0			手 当 支 給 率	(4.575)	(4.472)	給 与 率	(0.0)	(0.0)	
目 的 税	10,984	0.1	5.9	100.0 (100.0)	そ の 他 の 手 当	1.0	1.1	土 地 開 発			
内 訳	入 湯 税	10,984	0.1	5.9	100.0 (100.0)	支 給 率	(0.9)	(1.1)	公 社 委 託 分		
	法 定 外 目 的 税	0	0.0						公 社 市 公 社 保 有 分		
合 計	8,576,349	100.0	1.3	93.7 (98.5)				(千 円) 保 有 面 積	m ²		
公 営 企 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用 の 有 無		普 通 会 計 からの 繰 入 金 (千 円)	議 会 費	208,835	0.7	△ 7.6	0	208,835	
	簡 易 水 道 事 業	無		60,218	総 務 費	4,281,303	13.7	13.6	280,497	3,679,603	
	下 水 道 事 業	無		1,100,495	民 生 費	9,597,080	30.8	2.2	109,121	5,149,948	
	観 光 施 設 事 業	無		0	衛 生 費	1,867,914	6.0	2.3	29,390	1,789,123	
	住 宅 用 地 造 成 事 業	無		0	労 働 費	14,872	0.1	△ 68.5	0	13,972	
	工 業 用 地 造 成 事 業	無		0	農 林 水 産 費	845,110	2.7	△ 34.6	334,107	454,738	
	上 水 道 事 業	有		54,707	商 工 費	356,565	1.1	△ 27.0	20,263	277,431	
	交 通 事 業	有		0	土 木 費	2,120,406	6.8	△ 4.5	423,534	1,648,402	
					0	消 防 費	1,003,016	3.2	△ 17.7	132,729	885,012
					0	教 育 費	7,077,937	22.7	59.0	4,583,781	2,394,846
					0	災 害 復 旧 費	12,201	0.0	12.3	0	11,342
					0	公 債 費	3,800,565	12.2	△ 7.8	0	3,797,914
					0	諸 支 出 金	0	0.0		0	0
				0	前 年 度 繰 上 充 用 額	0	0.0		0	0	
					合 計	31,185,804	100.0	7.3	5,913,422	20,311,166	

資料の見方

この資料は、「平成28年度地方財政状況調査」をもとに、平成28年度の普通会計の決算状況の概要を市町村別・一部事務組合別に編集したものである。

各項目の見方は次のとおりである。

- (1) 「人口」、「世帯数」、「面積」、「人口密度」、及び「人口集中地区人口」は、平成27年国勢調査による市町村の行政区域によっている。「産業構造」は、平成27年国勢調査による市町村の行政区域によっている。産業構造の比率は、分母を就業人口総数（分類不詳の産業を除く。）として算出した。
- (2) 決算収支の「積立金」及び「積立金取崩し額」は、平成28年度中に積み立て、又は取崩した財政調整基金の額であり、減債基金その他特定目的基金に係る額は含まれていない。
- (3) 「基準財政需要額」及び「基準財政収入額」は、平成28年度の地方交付税に係る額（錯誤分を除く）が計上されている。
- (4) 「標準財政規模」は、次の方式によって算出した額が計上されている。
 [基準財政収入額－（市町村民税所得割における税源移譲相当額の25%＋地方消費税に係る引き上げ分の25%＋地方揮発油譲与税＋自動車重量譲与税＋交通安全対策特別交付金）] ×100/75＋（地方揮発油譲与税＋自動車重量譲与税＋交通安全対策特別交付金）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
 （注）各計数は平成28年度の地方交付税に係る数値である。
- (5) 「財政力指数」は、平成26・27・28年度の（基準財政収入額÷基準財政需要額）の合計の1/3の数値であるが、（ ）内は、平成28年度単年の数値が計上されている。
 （注）財政力指数は、各年度ごとに小数点第3位を四捨五入して求めた数値を平均したものである。
- (6) 財政指標等は、それぞれ次の算式による数値が計上されている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補てん債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

$$\text{一般財源比率} = \frac{\text{一般財源の歳入合計}}{\text{歳入合計}} \times 100 \quad \text{自主財源比率} = \frac{\text{自主財源の歳入合計}}{\text{歳入合計}} \times 100$$

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額＝繰上充当額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100 \quad \text{の3年平均}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
 B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
 C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
 D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
 E：標準財政規模

- *実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A 関連）
- ①繰上償還を行ったもの
 - ②借換債を財源として償還を行ったもの
 - ③満期一括償還方式の地方債の元金償還金
 - ④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの
- *「準元利償還金」（上記B関連）
- ①満期一括償還方式の地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
 - ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
 - ⑤一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

- ・資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模：
 - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(7) 「地方債現在高」には、特定資金公共投資事業債（NTT債）を含まない額が計上されている。

(8) 「指定団体等」は、平成29年3月31日現在において該当する事項を掲示しており、略号は次のとおりである。

- 辺地(法) — 辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第2条の規定により該当となる地域
- 辺地(条) — 山梨県辺地振興条例第2条の規定により該当となる地域
- 過疎(法) — 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定に基づき公示された団体
- 過疎(条) — 山梨県過疎地域振興条例第2条の規定により該当となる団体
- 山 振 — 山村振興法第7条の規定により指定された区域
- 都市計画 — 都市計画法第5条の規定により指定された区域
- 首都圏 — 首都圏整備法第2条の指定による首都圏の地域のうち、同法第25条の規定により「都市開発区域」として指定された団体
- 拠点都市 — 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第4条の規定により指定された団体
- 低工法 — 低開発地域工業開発促進法第2条の規定により指定された地区
- 農工法 — 農村地域工業等導入促進法第2条の規定により該当となる団体
- 特定農山村 — 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条の規定により公示された地域
- 豪 雪 — 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定により指定された地域

(9) 「事務の共同処理」は、普通会計に係る事務を一部事務組合において処理した内容のみが掲示してある。

(10) 「総合計画」は、平成30年3月1日現在における計画の期間を掲示してある。

(11) 「国保会計」は、国民健康保険事業のうち、事業勘定に係るものについて計上され、「被保険者一人当たり費用」は、

$$\frac{\text{療養諸費等} + \text{その他の給付費}}{\text{被保険者数 (平成29年3月末現在)}} \text{の算式によって算出した数値である。}$$

(12) 「介護保険事業会計」の「被保険者一人当たり費用」は、

$$\frac{\text{介護諸費等} + \text{その他の給付費}}{\text{第1号被保険者数 (平成29年3月末現在)}} \text{の算式によって算出した数値である。}$$

(13) 「後期高齢者事業会計」の「広域連合納付金」は、山梨県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、「被保険者数」は平成29年3月末現在の人数である。

(14) 「職員数等」及び「特別職等」は、地方公務員給与実態調査に基づくものとし、平成29年4月1日現在を基準日としている。

(15) 「歳入」のうち「国庫支出金」は、直接国庫から交付された額が計上され、県の予算を経由して市町村に交付された間接補助金は「県補助金」に計上されている。

(16) 「歳入」のうち「うち一般財源」は、「地方税」、「地方譲与税」、「地方交付税」などのいわゆる一般財源のほか、国庫支出金のうち「電源立地地域対策交付金等」、繰入金のうち「財政調整基金・減債基金の取崩し額」、地方債のうち「減収補てん債・臨時財政対策債」など、一般財源と同様に使用される財源の合計額が計上されている。

(17) 「性質別歳出」の「人件費」は、事業費支弁に係るものを除いた人件費の総額であり、「扶助費」は現金又は物品の別を問わず、被扶助者に支給されたものの決算額が計上されている。「繰出金」は、法非適用事業等に対する繰出金及び定額の資金を運用するための基金への支出が計上されている。

(18) 「普通建設事業費」の「補助」は、直接又は間接に国から補助負担金を受けて実施した事業であり、「国直轄事業負担金」及び「受託補助事業」が含まれている。

(19) 「性質別歳出」の「投資的経費の財源」の「合計」は、それぞれ「国庫支出金」、「都道府県支出金」及び「地方債」の歳出決算額の合計である。

- (20) 「人件費の内容」の（ ）内は、事業費支弁人件費を含む数値が計上されている。
- (21) 県公社委託分とは、平成29年3月31日現在の公社への未償還元金とする。
- (22) 合計欄は、単位未満の端数処理上、合計と一致しない場合がある。